1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユートス　笹原詩美雄　宮城県岩沼市相の原３－３－11　国土交通大臣許可（特―25）第17885号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年５月24日までの30日間
4　処分の原因となった事実　株式会社ユートスは、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月６日以降、東京電力株式会社が栃木支店、群馬支店又は猪苗代電力所において、予報、競争見積又はリバースオークションの方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
中部地方整備局長　八鍬　　隆
1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　川北電気工業株式会社　大津　正己　愛知県名古屋市中区栄４－６－25　国土交通大臣許可（般・特―22）第3961号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年６月23日までの60日間
4　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年１月31日以降、東京電力株式会社が本店又は支店において、予報又は競争見積の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示する。
平成26年４月24日
国土交通大臣　太田　昭宏
1　送達を受けるべき者の住所及び氏名　大阪府大阪市都島区内代町１丁目16番19号　吉川榮三郎
2　公示事項　上記の者が平成19年４月８日付けで提起した再審査請求の裁決書の謄本は、送付できなかったことから、行政不服審査法第42条第２項ただし書の規定により公示の方法によって送達する。当該謄本は、国土交通省住宅局建築指導課建築業務監理室にて保管し、いつでも再審査請求人に交付する。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
近畿地方整備局長　池内　幸司
1　処分をした年月日　平成26年３月19日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　郡山　正志　一級建築士　第238386号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社葵総合計画一級建築士事務所（大阪府知事登録㈠第23580号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
近畿地方整備局長　池内　幸司
1　処分をした年月日　平成26年３月19日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　重山　直子　一級建築士　第173850号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、重山建築研究室一級建築士事務所（大阪府知事登録㈡第22040号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
近畿地方整備局長　池内　幸司
1　処分をした年月日　平成26年３月19日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　髙橋　也都　一級建築士　第245552号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社髙橋建築工房一級建築士事務所（大阪府知事登録㈡第22193号）に属した。